

鎌田公認会計士事務所  
税理士法人 鎌田総合事務所  
公認会計士 鎌田直善  
税理士 鎌田ふくみ

函館の桜は、毎年、ゴールデンウィークに満開を迎えます。  
今年も、五稜郭公園、函館公園ともに大層にぎわっていました。一斉に植えた樹々が、一斉に老木化していくようです。植樹のサイクルがうまく回ることを願ってやみません。

## 節税保険の見直しについて

公認会計士 鎌田 直善

国税庁は、4月11日～5月10日までのパブリックコメント（意見公募）後、法人契約のいわゆる節税保険に関する改正通達を、早ければ6月頃公表する見込です。

保険料の損金算入について、現行の保険種類ごとの税務取扱（個別通達）を廃止し、最高解約返戻率に基づく単一的取扱となる予定です。

保険期間3年以上、最高解約返戻率が50%超の法人向け保険は、保険料の一部を資産計上することが原則となります。

1. 最高解約返戻率の区分に応じた、資産計上額と資産計上期間は以下の通りです。

- |          |                 |                                   |
|----------|-----------------|-----------------------------------|
| ① 50%以下  | 全額損金算入          |                                   |
| ② ～70%以下 | 支払保険料*40%資産計上   | 保険期間の前半4割相当期間                     |
| ③ ～85%以下 | 支払保険料*60%資産計上   | 保険期間の前半4割相当期間                     |
| ④ 85%超   | 支払保険料*最高返戻率*70% | 最高解約返戻率となる期間終了日迄<br>(当初10年間は*90%) |

2. 最高解約返戻率が85%を超える保険について

1. ④の保険については、当初10年間は支払保険料に最高返戻率の90%を乗じた額を資産計上し、以後、最高解約返戻率となる期間の終了日までは、同70%を資産計上します。

以上の原則に加えて、最高解約返戻率となる期間経過後も、次に該当する場合は、資産計上期間が継続します。

当年の解約返戻金－前年の解約返戻金

> 70%

年間換算保険料

多くの法人向け保険商品の多くが、該当する可能性が指摘されています。

従前は、50%損金、50%資産計上の保険も多くみられましたが、大きく変わるかもしれません。公開案では、適用時期は改正通達発出日とされていますので、それまでに締結された契約には訴求しないと想定されますが、注意が必要です。近日中の保険契約・解約には特にご留意ください。

## 平成 21 年・22 年に取得した土地等について

スタッフ 内田 優

個人・法人ともに、平成 21 年・22 年に取得した国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下「土地等」といいます。）を譲渡した場合、要件を満たせば、土地等の譲渡に係る所得の金額から 1000 万円を特別控除することができます。

以下は、個人の譲渡所得の特別控除についての要点概略です。法人の場合もおおむね同様です。詳しくはスタッフまでお問合せください。

### ◆ 控除額

その土地等に係る譲渡所得の金額から 1000 万円を控除することができます。譲渡所得の金額が 1000 万円に満たない場合にはその譲渡所得の金額が控除額になります。

### ◆ 特例を受けるための要件

- (1) 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に土地等を取得していること。
- (2) 平成 21 年に取得した土地等は平成 27 年以降に譲渡すること、また、平成 22 年に取得した土地等は平成 28 年以降に譲渡すること。
- (3) 親子や夫婦など特別な間柄にある者から取得した土地等ではないこと。

特別な間柄には、生計を一にする親族、内縁関係にある人、特殊な関係のある法人なども含まれます。

- (4) 相続、遺贈、贈与、交換、代物弁済及び所有権移転外リース取引により取得した土地等ではないこと。

- (5) 譲渡した土地等について、居住用資産の 3000 万円控除、収用等の場合の特別控除、事業用資産を買い換えた場合の課税の繰延べなど他の譲渡所得の特例を受けないこと。

※同一年中にこの特例の適用対象となる土地等を 2 以上譲渡している場合で、いずれかの土地等について買換え等の特例の適用を受けるときは、この特例の適用はありません。

### ◆ 特例を受けるための手続

この特例を受ける旨記載した確定申告書を提出することが必要です。その際、次の書類の添付も必要です。

- (1) 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)[土地・建物用]
- (2) 土地等の登記事項証明書や土地等を取得したときの売買契約書の写しなどで、譲渡した土地等が平成 21 年又は平成 22 年に取得されたものであることを明らかにする書類

平成 21・22 年に土地等を取得した個人・法人の方は、土地等の譲渡の際はいつ取得したもののなか確認をお願いします。

## 営業時間のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。職員の勤務時間は 1 2 月～5 月の間は、1 8 時までです。よろしくお願いたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。